

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	不明（平成29年12月29日 15時00分ごろ～平成30年1月6日 08時30分ごろの間）
発生場所	宮城県石巻市石巻港 石巻港 <sup>ひばりの</sup> 雲雀野防波堤灯台から真方位002° 1,600m付近 （概位 北緯38° 24.6′ 東経141° 15.9′）
事故の概要	作業船かいおう及び作業船 <sup>とら</sup> 虎丸は、共に無人で岸壁に係留中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年1月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 かいおう、5トン未満（長さ8.76m） 210-23526宮城、株式会社鈴木造船所（A社） B 作業船 虎丸、3.7トン 210-50990宮城、A社
乗組員等に関する情報	なし
負傷者	なし
損傷	A 主機等に濡損（全損） B 主機等に濡損
気象・海象	気象：風向 西北西～北北西、風力 2～4 海象：港内 平穏
事故の経過	A船及びB船は、年内の業務を終え、B船が岸壁に左舷側を接して船首尾から岸壁に係船索を取り、また、A船が左舷側をB船の右舷側に接舷してB船に係船索を取り、平成29年12月29日15時00分ごろから両船共に無人で係留していた。 A船及びB船は、年末年始の休暇が明けた平成30年1月6日08時30分ごろ、出勤したA社の担当者により沈没しているのを発見された。 A船及びB船は、引き揚げられ、A船の右舷外板喫水線付近に腐食による破口が生じているのが発見され、B船には破口等がなかった。 A社は、本事故以前から、A船に長年の使用により外板に腐食による破口が生じている箇所が複数あったので、浸水が認められる都度、外板の修理を行いながらA船を使用していた。
分析	A船は、石巻港において、B船と係船索で繫いで無人で係留中、長年の使用により右舷外板喫水線付近に腐食による破口が生じていたことから、同破口から船内に浸水し、沈没したものと考えられる。 B船は、無人で岸壁に左舷着け係留中、右舷側に係船索で繫いで係

	<p>留していたA船が沈没したことから、A船に海中へ引かれて船内に浸水し、沈没したものと考えられる。</p> <p>A船及びB船は、平成29年12月29日15時00分ごろ無人となり、平成30年1月6日08時30分ごろ沈没しているのが発見されたことから、この間において、沈没したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が、石巻港において、岸壁に係留中のB船と係船索で繋いで無人で係留中、長年の使用により右舷外板喫水線付近に腐食による破口が生じていたため、同破口から船内に浸水し、B船と共に沈没したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長年使用されている鋼製船舶の所有者は、船側外板の腐食による破口の有無等を頻繁に点検し、浸水が生じないよう確実に対処すること。</li> </ul>